

2014（平成26）年3月24日

月形刑務所

所長 木村 昭彦 殿

札幌弁護士会

会 長 中 村



勸告書

当会は、申立人 A（以下、「申立人」という。）からの人権救済申立について、人権擁護委員会（以下、「当委員会」という。）の調査結果に基づき、下記のとおり勸告する。

勸告の趣旨

平成23年7月12日午前9時20分ころ、相手方の主任矯正処遇官（以下、「工場主任」という。）が、相手方工場内において、作業席から担当台に向かって作業用はさみを投げつけたことは、矯正施設の職員に与えられた権限を著しく逸脱したものであって、到底許されるものではない。

よって、今後、二度と同様の行為が繰り返されることのないよう勸告する。

勸告の理由

第1 当委員会の調査の経過概要

- 1 2011年10月25日 申立人からの事情聴取

- 2 2012年11月5日 相手方に対する照会
- 3 2013年1月23日 相手方からの回答

第2 申立人の主張

- 1 平成23年7月11日、第2工場（ウエスの裁断工場）において、就業中の受刑者が、突然、作業席付近からはさみを担当台に向かって投げ付ける事件が発生した。そのはさみは担当台後方の窓ガラスに当たり、ガラスが割れたが、担当職員や受刑者が負傷することはなかった。
- 2 同月12日午前9時ころ、同工場内を巡回していた職員が、突然、作業席で就業中の受刑者が使用していたはさみを取り上げ、担当台に向かって投げ付けた。なお、同職員がはさみを取り上げた席は、前日にはさみを投げ付けた受刑者が座っていた席であった。
- 3 同職員がはさみを投げ付けた当時、担当台付近には、計算工及び衛生夫がいたが、同職員は、はさみを投げ付けるに際し、同人らに対し、「どけてれ」と大声で呼びかけたこともあって、同人らに怪我はなかった。
- 4 同職員は、はさみを投げ付けた後、大声で、「お前ら、こんなふざけたことしやがって、ただでおかないぞ。お前ら、みんな掃除してやるぞ。このやろう。殺人未遂や暴行で事件送致にしてやるからな、わかったな。」などと怒鳴って、工場内の受刑者を威圧した。
- 5 また、同職員は、はさみを受刑者から奪い取った後、その者の自席の横に置いてあったゴミ箱を強く蹴り上げた。

第3 相手方の回答

- 1 平成23年7月11日午前9時21分頃、相手方第2工場（以下、「同工場」）において、同工場就業受刑者（以下、「受刑者」）が、作業席（以下、「同席」）から担当台方向に作業用はさみ（形状：長さ24センチメートル、幅

- 10センチメートルの金属製、以下、「同はさみ」)を投げ付け、さらに、所持していたマスクを同工場担当職員の左頬にぶつける規律違反行為を惹起した。
- 2 翌12日午前9時20分ころ、主任矯正処遇官(工場担当)(以下、「工場主任」)は、同工場を巡回した際、同工場就業者に対し、作業している最中に同席から担当台に向けて同はさみを投げ付ける危険性を注意喚起するため、同席で就業していた者を移動させ、実際に同席に立ち、同はさみを手に取り、周囲の就業者の動静及び位置関係に配慮し、また、担当台と作業席の間にいた就業者1,2名に離れるよう指示し、当該就業者が洗面台付近に移動し、同席から担当台まで、近くに誰もいないことを確認し、同受刑者が同はさみを投げ付けた同一方向に同はさみを投げ、同はさみが担当台右側後方ロッカーにぶつかり落ちたことを確認した後、同受刑者が惹起した規律違反行為の危険性を再現し、同工場就業者に対し、同様の規律違反を惹起することのないよう、また、改善更生を目的とした矯正施設内において、刑事事件になり得る行為を起こすことのないよう喚起することを趣旨として、同様のことを二度とせず、再び同じことを惹起すれば、刑事事件で事件送致にすることもあり得る旨を発言(以下、「同発言」)し、注意喚起した。
- 3 なお、同発言をした際、工場主任が右足を動かしたところ、足元のゴミ箱がその足に当たって倒れた。よって、工場主任が同工場就業者からはさみを取り上げた事実はなく、また、同発言の際、ゴミ箱を蹴った事実もない。
- 4 同日以降、相手方が同工場就業者に対し、工場主任の言動について説明した事実はない。
- 5 工場主任の処分については回答できない。

第4 当委員会の判断

相手方からの回答によれば、工場主任が、はさみを手に取り、担当台に向けて、同はさみを投げ付けた事実に争いはない。はさみを投げ付けることが危険な行為であることは明白であり、刑務所職員が、「はさみを投げ付ける危険性を注意喚起する」ために、就業者の前で、同じことを実践する必要など全くないものというほかない。

工場主任が投げた作業用はさみの形状（金属製で、長さ24センチメートル、幅10センチメートル大）からすると、たとえ周囲の就業者の動静及び位置関係に配慮し、担当台及び作業席の近くに誰もいないことを確認していたとしても、工場主任の行為が、極めて乱暴かつ危険なものであり、かかる行為が、申立人をはじめとする同工場内の受刑者の生命・身体に対する抽象的な危険を惹起するとともに、同人らに対し、恐怖心を与えたであろうことは容易に想像しうるものである。

そのような行為は、刑務所職員に与えられた権限を著しく逸脱するものであって、到底許されるものではない。

第5 結論

以上より、相手方に対し、今後、二度と同様の行為を繰り返すことがないよう勧告する。

以上